

## 飯能市硬式テニス連盟規約

### (名称および事務所)

第 1 条 この会は飯能市硬式テニス連盟と称し、事務局を会長の指定する場所におく。

### (目的)

第 2 条 この会は飯能市の硬式テニスを振興し、健全明朗な市民生活の維持発展に寄与することを目的とする。

### (事業)

第 3 条 この会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。  
(1) 市内における硬式テニスの普及発展に関する諸方策の樹立ならびに実施  
(2) 市内における硬式テニス競技会の実施  
(3) その他この会の目的達成に必要な事業

### (加盟)

第 4 条 この会は飯能市在住者又は在勤者で構成されたテニスクラブ又は個人で、理事会が認めたものを以て組織する。  
加盟団体は、その会員名簿をこの会に提出し登録するものとする。  
個人登録者は、個人加盟名簿をこの会に提出し登録するものとする。  
個人登録者は、会の活動などへの発言権は有しない。  
個人登録者が加盟団体に編入する場合は、名簿の変更により、再登録は行わない。

### (役員)

第 5 条 この会に次の役員をおく。  
会長 1 名、副会長 2 名、理事 (若干名)、監事 2 名、会計 2 名以内

### (役員を選出)

第 6 条 (1) 会長は総会の議決により推挙する。  
(2) 副会長は総会の推薦により会長が委嘱する。  
(3) 理事は各加盟団体から 1 名とする。  
(4) 会計は理事会の推薦する者を会長が委嘱する。  
(5) 監事は理事会の推薦する者を会長が委嘱する。

### (役員の仕事)

第 7 条 (1) 会長はこの会を代表し会務を統理する。  
(2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、これを代理する。  
(3) 理事は理事会を組織し、会の運営と事務の執行を図る。  
(4) 会計はこの会の会計業務を行う。  
(5) 監事は会計を監査する。

### (役員の任期)

第 8 条 (1) 役員の任期は 2 年とする。ただし、再任をすることができる。  
(2) 役員に欠員が生じた場合は、これを補うことができる。この場合の任期は、前任者の残留期間とする。

### (専門委員会)

第 9 条 理事会は専門委員会を設け、競技会の運営、プログラム編成、大会役員構成等を行うことができる。

### (事務局)

第 10 条 (1) 理事会の推薦する者を会長が委嘱する。  
(2) 事務局はこの会の事務を処理する。

### (会議の種類)

第 11 条 会議は総会および理事会とする。

### (会議の開催時期)

第 12 条 (1) 総会は役員及び加盟団体代表者 1 名をもって組織し毎年 1 回開催する。

(2) 理事会は必要によって随時開催する。

(会議の召集)

第13条 会議は会長が召集する。

(経費の支弁)

第14条 この会の経費は次の収入によって支弁する。

(1) 会費、補助金

(2) 寄付金

(3) その他の収入

(会費)

第15条 会費は年間加盟団体一律3,000円と一人当たり負担額500円の合計額とする。

(会計年度)

第16条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(規約の改正)

第17条 この規約は総会の2/3以上の賛成をもって改正することができる。

附則

この規則は昭和50年7月1日から施行する。

附則

この改正規約は昭和55年7月8日から施行する。

附則

この改正規約は昭和56年5月9日から施行する。

附則

この改正規約は昭和63年4月9日から施行する。

附則

この改正規約は平成8年4月6日から施行する。

附則

この改正規約は平成19年4月14日から施行する。